

神戸医療産業都市推進機構 研究倫理審査委員会規程

■ 目的

第1条 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）において、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年 文部科学省・厚生労働省告示第3号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（平成27年 厚生労働省告示第344号）等の対象となる研究（以下「研究」という。）が、ヘルシンキ宣言や個人情報保護に係る法令及び当該指針等に沿って適正に実施されることを目的として、機構の理事長（以下「理事長」という。）は研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

■ 責務

第2条 委員会は、機構の各センター長等（以下「センター長等」という。）から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、倫理的観点及び科学的観点から、各センター及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査し、文書により意見を述べなければならない。

2 委員会は、第5条第1項により申請のあった個別の研究を次の要領で審査する。

- (1) 機構で実施する研究あるいは機構に研究責任者を置く研究については、研究の実施が適切であるか審査し、研究実施の適否について判断する。
- (2) 委員会で審査された研究に変更が生じた場合も(1)に準じる。
- (3) 他の研究機関等からの依頼により、当該機関に代わって審査を行う場合も(1)、(2)に準じる。

3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

4 なお、他の機関で実施する研究を支援する場合は、当該研究の審査を実施した倫理審査委員会の審査結果に従うものとする。

■ 組織、任期及び委員長

第3条 委員会は理事長が指名する委員をもって構成する。委員会の構成は次に掲げる要件の全てを満たさねばならず、(1)から(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (4) 機構に所属しない者（以下「外部委員」という。）が複数含まれていること。

- (5) 男女両性で構成されていること。
 - (6) 5名以上であること。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、初めて選任された場合の任期は、選任された日が属する年度の翌年度末までとする。
 - 3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から理事長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

■ 運営と議事

第4条 委員会は、審査事項がない場合を除き、原則として2か月に1回程度、及び以下の場合に開催する。

- (1) センター長等から諮問があった場合
 - (2) 委員長が必要と判断した場合
 - (3) 3分の2以上の委員から委員長に要請があった場合
- 2 委員会は、委員長の判断により、Web 会議等双方の円滑な意思疎通が可能な手段を用いて出席した委員も審議及び採決に参加させることができる。
 - 3 委員会は、男女両性を含む、過半数の委員の出席により成立するものとする。ただし、前条第1項第1号の(1)から(3)に該当する委員は、審査及び採択の際には少なくとも各1名、また(4)に該当する委員は複数名出席していることを要する。
 - 4 委員長は、委員会の議事を決定するにあたり、原則として出席委員全員の同意を得るように努めなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、出席委員全員の同意を得られない場合は、審査結果の決定に関するものについては、出席委員（委員長を除く。以下同様。）の3分の2以上の多数により、その他の事項の決定に関しては出席委員の過半数により、それぞれ決定するものとする。ただし、その他の事項の決定に関して、出席委員における可否が同数の場合は、委員長の決するところによるものとする。
 - 6 委員会は、審査対象となった研究について、審査結果の決定と合わせて又は別に、留意事項、改善事項等に関する意見をセンター長等に提出することができる。
 - 7 センター長等及び自己の研究が関係する委員は、委員会の審査及び採決に加わることができない。ただし、委員会の求めに応じて審査事項について説明することは妨げない。
 - 8 委員は、委員会の審査事項に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退い

た後も同様とする。

- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 10 委員会は、必要に応じ、特定の審査事項について委員以外の専門的立場の者から意見を聞くことができる。

■ 審査手続

第5条 機構において研究を行う者は、当該研究に係る研究実施計画書をもとに、別に定める様式により、審査申請書を作成し、原則として委員会の開催日の15日前までに、センター長等を通して委員長に提出しなければならない。

- 2 申請者（あるいはそれに代わる者）は、委員会の求めに応じて委員会に出席し、申請内容等について説明及び意見を述べるものとする。
- 3 委員会は前項の規定にかかわらず、軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員による審査（以下、「迅速審査」という。）に付すことその他必要な事項を定めることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に速やかに報告するものとする。
- 4 前項の軽易な事項とは次に掲げるものとする。
 - (1) 既に委員会において承認されている研究に準じて類型化されている研究の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (4) 侵襲を伴わない研究あるいは軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (5) 研究対象者（ヒト由来のデータや試料の提供者及び代諾者等を含む）に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査

■ 審査結果及び記録

第6条 委員会は審査結果を決定する場合は、その区分は、「承認」、「条件付承認」、「不承認」のいずれか、審査結果を決定しない場合は、その取扱い「継続審査」、「差戻し」のいずれかとする。

- 2 委員長は、原則として審査の結果を15日以内に、別に定める様式により、センター長等に通知しなければならない。

- 3 センター長等は、委員会の審査結果を尊重して、当該審査結果に係る研究をセンター等で実施することを許可するか否かを決定し、申請者に通知する。この場合において、センター長等は、委員会が「不承認」と決定した研究について、その実施を許可してはならない。
- 4 申請者は、自己が提出した審査申請書に係る審査結果に異議があるときは、別途定める手続きにより、当該審査結果が決定された委員会の開催日から30日以内に、委員会に対し再審査を求めることができる。ただし、再審査において決定された審査結果に対して、さらに再審査を求めることはできない。
- 5 委員会は、審査の過程及び結果の記録を作成し、委員会の開催された日から5年間保管する。ただし、国の指針等で保管すべき期間が、これを超えているものについては、当該期間中保管するものとする。

■ 研究の変更等の届出

第7条 申請者は、承認された研究を変更し、又は取りやめようとするときは、遅滞なくセンター長等及び委員長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による変更の届出について、委員長は、当該変更に係る研究について、改めて本規程に基づく審査の手続きをとるものとする。ただし、当該変更が軽微な変更であると委員長が判断するときは、第5条第4項に基づき、迅速審査に委ねることができる。この場合において軽微な変更とは、以下に該当するものとする。
 - (1) 研究の実施に重大な影響を与える変更でないもの
 - (2) 研究対象者への危険を増大させる変更でないもの
 - (3) 研究の事務的事項の変更

■ 研究の報告

第8条 承認された研究の申請者は、委員長又は委員会の要請があれば、当該研究の実施状況について委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は重大な事象（研究の実施により個人に生じた重大な不利益）が発生した場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

■ 公表

第9条 委員会に関して、次の事項を公表する。

- (1) 委員会の組織及びその委員の氏名、所属並びにその立場
 - (2) 審査の過程等議事の内容（ただし、提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護に支障が生じる恐れのある部分等で、委員会において公表しないと決定したものを除く。）
- 2 前項第2号の議事の内容は、それが具体的に明らかになるように公表されなければならない。

- 3 委員会は、議事の内容を第1項第2号ただし書に基づき公表しないと決定した場合、その理由を公表しなければならない。
- 4 委員会の会議については、議事以外の部分に限り、委員長又は委員から要求があった場合、その都度委員会に諮って公開することができるものとする。

■ 他の研究機関等からの依頼

第10条 委員会は、機構が研究支援を行っている研究機関あるいは神戸医療産業都市に拠点を有する機構以外の研究機関（以下、あわせて「他の機関」という。）より研究実施の適否について審査依頼があった場合、本規程に準じて審査を行うことができる。

- 2 前項において審査を行う場合、理事長（あるいはそれに代わる者）は他の機関の長と審査の委任受託に関する契約を締結する。
- 3 事務局は、契約書の1通を保存する。

■ 事務局

- 第11条 理事長は、委員会の事務局を設置し、事務局長を任命する。
- 2 委員会の事務局は、監査室 倫理安全監査課が担当する。

■ 雑則

- 第12条 委員会は、この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関して必要な事項を、別に定めることができる。
- 2 委員会は、この規程に定めるものの他、国において定めた指針等の関係する事項については、これを遵守するものとする。
 - 3 この規程は必要に応じて適宜改訂することとする。

■ 附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

令和 2 年 10 月 1 日 改定内容

改定前	改定後(令和 2 年 10 月 1 日)
<p>■目的</p> <p>第1条 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）において、ヒト由来のデータや試料を対象とする研究（以下「研究」という。）が、ヘルシンキ宣言や個人情報保護に係る法令、臨床研究法（平成29年法律第16号）を含む関連法令、さらに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年 文部科学省・厚生労働省告示第3号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（平成27年 厚生労働省告示第344号）等の趣旨に沿って適正に実施されることを目的として、機構の理事長（以下「理事長」という。）は研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>■目的</p> <p>第1条 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）において、_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年 文部科学省・厚生労働省告示第3号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（平成27年 厚生労働省告示第344号）等の対象となる研究（以下「研究」という。）が、ヘルシンキ宣言や個人情報保護に係る法令及び当該指針等に沿って適正に実施されることを目的として、機構の理事長（以下「理事長」という。）は研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

<p>■ 責務</p> <p>第2条 委員会は、機構の各センター長等（以下「センター長等」という。）からの<u>諮問に基づき、当該センター等におけるヒト由来のデータや試料の取扱い等に関する基本的かつ重要な事項について審査し、当該センター長等に対して意見を具申する。</u></p> <p>2 委員会は、第5条第1項により申請のあった個別の研究を次の要領で審査する。</p> <p>（1） 機構で実施する研究あるいは機構に研究責任者を置く研究については、研究の実施が適切であるか審査し、研究実施の適否について判断する。</p> <p><u>（2） 他の機関で実施する研究を支援する場合、研究の支援が適切であるか審査し、研究支援の適否について判断する。必要に応じて研究実施について意見を述べる。</u></p> <p><u>（3） 委員会で審査された研究に変更が生じた場合も（1）、（2）に準じる。</u></p> <p><u>（4） 他の研究機関等より当該機関に代わって審査を行う場合も（1）、（3）に準じる。</u></p> <p>3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>■ 責務</p> <p>第2条 委員会は、機構の各センター長等（以下「センター長等」という。）から<u>研究の実施の適否等について意見を求められたときは、倫理的観点及び科学的観点から、各センター及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査し、文書により意見を述べなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、第5条第1項により申請のあった個別の研究を次の要領で審査する。</p> <p>（1） 機構で実施する研究あるいは機構に研究責任者を置く研究については、研究の実施が適切であるか審査し、研究実施の適否について判断する。</p> <p><u>（2）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>（2） 委員会で審査された研究に変更が生じた場合も（1） _____に準じる。</u></p> <p><u>（3） 他の研究機関等からの依頼により、当該機関に代わって審査を行う場合も（1）、（2）に準じる。</u></p> <p>3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。</p> <p>4 なお、委員会は他の機関で実施する研究の支援業務を審査対象としないため、その場合は当該研究の審査を実施した倫理審査委員会の審査結果に従うものとする。</p>
--	---

<p>■ 運営と議事</p> <p>第4条 委員会は、審査事項がない場合を除き、原則として2か月に1回程度、及び以下の場合に開催する。</p> <p>(1) センター長等から諮問があった場合 (2) 委員長が必要と判断した場合 (3) 3分の2以上の委員から委員長に要請があった場合</p> <p>6 委員会は、審査対象となった研究<u>あるいは研究支援</u>について、審査結果の決定と合わせて又は別に、留意事項、改善事項等に関する意見をセンター長等に提出することができる。</p> <p>7 センター長等及び自己の研究<u>あるいは研究支援</u>が関係する委員は、委員会の審査及び採決に加わることができない。ただし、委員会の求めに応じて審査事項について説明することは妨げない。</p>	<p>■ 運営と議事</p> <p>第4条 委員会は、審査事項がない場合を除き、原則として2か月に1回程度、及び以下の場合に開催する。</p> <p>(1) センター長等から諮問があった場合 (2) 委員長が必要と判断した場合 (3) 3分の2以上の委員から委員長に要請があった場合</p> <p>6 委員会は、審査対象となった研究_____について、審査結果の決定と合わせて又は別に、留意事項、改善事項等に関する意見をセンター長等に提出することができる。</p> <p>7 センター長等及び自己の研究_____が関係する委員は、委員会の審査及び採決に加わることができない。ただし、委員会の求めに応じて審査事項について説明することは妨げない。</p>
<p>■ 審査手続</p> <p>第5条 機構において研究を行う<u>あるいは支援する</u>者は、当該研究に係る研究実施計画書をもとに、別に定める様式により、審査申請書を作成し、原則として委員会の開催日の15日前までに、センター長等を通して委員長に提出しなければならない。</p>	<p>■ 審査手続</p> <p>第5条 機構において研究を行う_____者は、当該研究に係る研究実施計画書をもとに、別に定める様式により、審査申請書を作成し、原則として委員会の開催日の15日前までに、センター長等を通して委員長に提出しなければならない。</p>
<p>■ 審査結果及び記録</p> <p>第6条 委員会は審査結果を決定する場合は、その区分は、「承認」、「条件付承認」、「不承認」のいずれか、審査結果を決定しない場合は、その取扱いは「継続審査」、「差戻し」のいずれかとする。</p> <p>3 センター長等は、委員会の審査結果を尊重して、当該審査結果に係る研究<u>あるいは研究支援</u>をセンター等で実施することを許可するか否かを決定し、申請者に通知する。この場合において、センター長等は、委員会が「不承認」と決定した研究<u>あるいは研究支援</u>について、その実施を許可してはならない。</p>	<p>■ 審査結果及び記録</p> <p>第6条 委員会は審査結果を決定する場合は、その区分は、「承認」、「条件付承認」、「不承認」のいずれか、審査結果を決定しない場合は、その取扱いは「継続審査」、「差戻し」のいずれかとする。</p> <p>3 センター長等は、委員会の審査結果を尊重して、当該審査結果に係る研究_____をセンター等で実施することを許可するか否かを決定し、申請者に通知する。この場合において、センター長等は、委員会が「不承認」と決定した研究_____について、その実施を許可してはならない。</p>

<p>■ 研究の変更等の届出</p> <p>第7条 申請者は、承認された研究<u>あるいは研究支援</u>を変更し、又は取りやめようとするときは、遅滞なくセンター長等及び委員長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の規定による変更の届出について、委員長は、当該変更に係る研究<u>あるいは研究支援</u>について、改めて本規程に基づく審査の手続きをとるものとする。ただし、当該変更が軽微な変更であると委員長が判断するときは、第5条第4項に基づき、迅速審査に委ねることができる。この場合において軽微な変更とは、以下に該当するものとする。</p> <p>(1) 研究<u>あるいは研究支援</u>の実施に重大な影響を与える変更でないもの</p> <p>(2) 研究対象者への危険を増大させる変更でないもの</p> <p>(3) 研究<u>あるいは研究支援</u>の事務的事項の変更</p>	<p>■ 研究の変更等の届出</p> <p>第7条 申請者は、承認された研究_____を変更し、又は取りやめようとするときは、遅滞なくセンター長等及び委員長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の規定による変更の届出について、委員長は、当該変更に係る研究_____について、改めて本規程に基づく審査の手続きをとるものとする。ただし、当該変更が軽微な変更であると委員長が判断するときは、第5条第4項に基づき、迅速審査に委ねることができる。この場合において軽微な変更とは、以下に該当するものとする。</p> <p>(1) 研究_____の実施に重大な影響を与える変更でないもの</p> <p>(2) 研究対象者への危険を増大させる変更でないもの</p> <p>(3) 研究_____の事務的事項の変更</p>
<p>■ 研究の報告</p> <p>第8条 承認された研究<u>あるいは研究支援</u>の申請者は、委員長又は委員会の要請があれば、当該研究の実施状況について委員会に報告しなければならない。</p>	<p>■ 研究の報告</p> <p>第8条 承認された研究_____の申請者は、委員長又は委員会の要請があれば、当該研究の実施状況について委員会に報告しなければならない。</p>
<p>■ 他の研究機関等からの依頼</p> <p>第10条 委員会は、<u>機構以外の研究機関等</u>（以下、「他の機関」という。）より研究実施の適否について審査依頼があった場合、本規程に準じて審査を行うことができる。</p>	<p>■ 他の研究機関等からの依頼</p> <p>第10条 委員会は、<u>機構が研究支援を行っている研究機関あるいは神戸医療産業都市に拠点を有する機構以外の研究機関</u>（以下、あわせて「他の機関」という。）より研究実施の適否について審査依頼があった場合、本規程に準じて審査を行うことができる。</p>
<p>■ 附則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p>■ 附則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>3 この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>